EA-08

エコアクション２１

環境経営レポート

（運用期間　令和４年７月～令和５年６月）
（令和５年度）

発行日　令和５年９月１日

田中建設株式会社

目　次

１．環境経営方針　1

２．当社の概要　2

３．エコアクション２１認証登録範囲　3

４．環境組織体系図　4

５．環境経営目標と実績　5

６．主要な環境経営の計画及び環境経営の取り組み結果の評価及び次年度の（令和３年度）取組内容　6

７．環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無　7

８．代表者による全体の評価と見直しの結果　8

１．環　境　経　営　方　針

基　本　理　念

田中建設株式会社は、社会インフラとしての土木工作物、建築物の提供を通じ地球環境の保全が人類共通の重要な課題の一つであることを認識し、継続的に環境負荷削減を図り、全組織をあげて循環型社会の構築、地球環境の保全、生物多様性の確保に貢献します。

方　針

当社開発の住宅事業は全ての材料において自然素材を使用することを目標としており、事業活動とその製品が与える環境負荷を低減するために、次の方針に基づき、環境経営活動を推進して地球環境との調和を目指します。

１．当社の事業活動、製品に関わる環境影響を常に認識し、自主的・積極的に環境への取り組と継続的な環境負荷の削減を図ります。

２．当社の事業活動、製品に関わる環境関連の法令、徳島県条例、牟岐町条例、その他を遵守します。

３．当社の事業活動、製品に関わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。

①二酸化炭素排出量の削減（事業規模にあった電力使用量等の削減）。

②水資源使用量の削減。

③廃棄物の削減及びリサイクルの推進。

④事務所周辺の清掃等社会貢献。

⑤環境配慮商品の提供。

⑥化学物質使用量削減。

⑦グリーン調達の推進。

⑧事務用紙使用量の削減。

４．　一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境方針を全従業員に周知するとともに、環境活動レポート等で社外へも公表します。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し環境経営の継続的改善を推進します。

制定日　令和４年７月１日

田 中 建 設 株 式 会 社

代表取締役　田中俊憲

２．当社の概要

①　事業者名及び代表者名

田 中 建 設 株 式 会 社

代表取締役　田 中 俊 憲

② 所在地

〒775-0006

徳島県海部郡牟岐町大字中村字大谷６６

③倉庫の所在地は本社と同じ

④山田倉庫

〒775-0006　徳島県海部郡牟岐町大字中村字山田９４－８

⑤弾とくしまサロン

〒770-0863徳島県徳島市安宅２丁目１-５

⑥ 環境保全関係の責任者及び担当者名及び連絡先

環境管理責任者　田中雄大

環境事務部　　谷本真紀

土木部　横岡義人

建築部　乃一博和

サロン　田中佐恵子

連絡先　TEL 0884-72-0176 FAX 0884-72-2386

http://www.t-dan.jp

Emal:tanaka@t-dan.jp

⑦ 事業内容

徳島県知事許可(特-２)　477号

許可年月日　令和2年7月 1日

建築工事業、土木工事業、大工工事業、左官工事業

とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、ﾀｲﾙ・れんが・ブロック工事業

鋼構造工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業

防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業

解体工事業

⑧ 事業規模

資本金　　3000万円

活動規模	単位	2020年	2021年	2022年	2023年
売 上 高	百万円	303	214	183	164
従業員数	人	9人	8人	8人	8人
本社の床面積　㎡		271.24	271.24	271.24	271.24
山田倉庫の床面積　㎡		544.31	544.31	544.31	544.31
弾とくしまサロン　㎡		93.92	93.92	93.92	93.92

３．エコアクション２１認証登録範囲

全組織，全活動

４．環境組織体系図

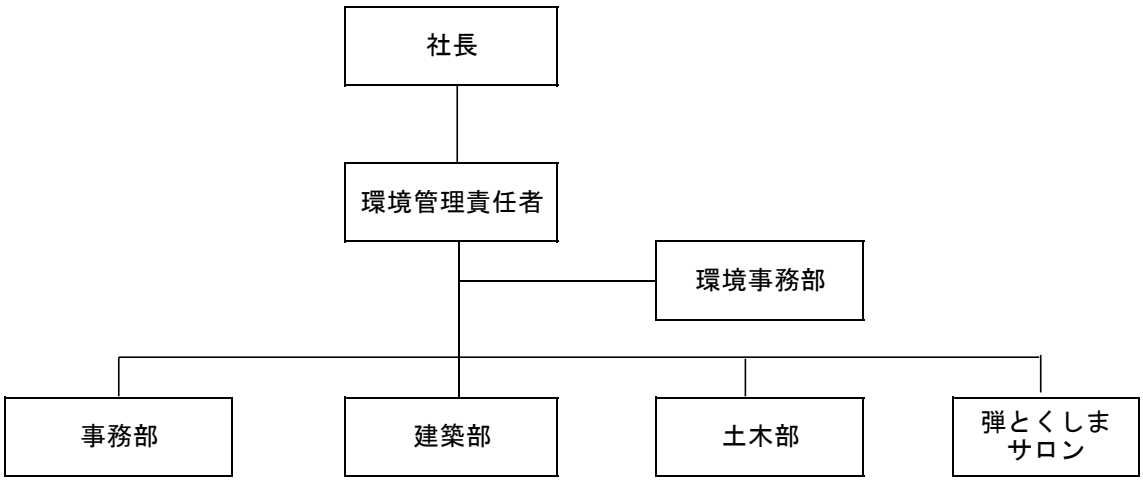

○ 役割、責任及び権限

社　長

ＥＡ21に関する全てに責任と権限を持ち、環境管理責任者を任命する。

環境管理責任者

ＥＡ21の運営と実施及び社長への報告。

法規制等の要求事項登録簿を承認・遵守チェック

環境事務部

環境管理責任者の補佐。各部門、従業員への情報伝達。環境情報データの取りまとめ。

「環境関連法規等チェックリスト」の作成・遵守チェック

部門長

環境管理責任者の指示に従って、部門の目標・計画を立案「環境活動計画」を実行する。

従業員

会社の方針、部門の目標・計画に従って実行する。

EA-05

５－１環境経営目標 事業所

項　　目 事 務 所	令和5年度 実績	令和5年度 目　標	令和6年度 目　標	令和7年度 目　標	令和8年度 目　標
二酸化炭素排出原単位 (kg・CO2/売上高)	29.2	37.8	37.1	36.3	35.6
二酸化炭素排出量 (kg・CO2)	5,345	6,930	6,861	6,792	6,724
電力使用量（kwh／年）	11,602	15,840	15,682	15,525	15,370
燃料（L／年） （灯油）	320	347	344	340	337
水使用量(L/年)	300	344	341	337	334
一般廃棄物（kg/年）	7.92	10.00	10.00	10.00	10.00
グリーン購入（品目）	6	6	6	6	6
事務用紙使用量（ﾄﾝ／年）	0.76	0.92	0.92	0.92	0.92

（註記）グリーン購入は主だって使用する6品目をグリーン商品へ移行をするものとする、　鉛筆、消しゴム、ボウルペン、封筒、紙、クリップ等。

令和5年度～令和8年度の目標値は、令和３年度の目標値を基準として設定した。

５－１－１令和5年度環境経営目標とその実績 事業所

項　　目 事 務 所	目標	実績	達成率 %	評価
二酸化炭素排出原単位(kg・CO2/売上高)	37.8	32.6	117	達成
二酸化炭素排出量(kg・CO2)	6,930	5,345	130	達成
電力使用量（kwh／年）	15,840	11,602	137	達成
燃料（L／年） （灯油）	347	320	108	達成
水使用量(L/年)	344	300	115	達成
一般廃棄物（kg／年）	10.0	7.920	126	達成
グリーン購入（品目）	6	6	100	達成
事務用紙使用量（ﾄﾝ／年）	0.92	0.68	135	達成

（注）購入電力の排出係数は、0.392（kg-CO2/kWh)を使用。

EA-05

５－２環境経営目標　現場

項　　目	令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
現　　場	実績	目　標	目　標	目　標	目　標
二酸化炭素排出原単位 (kg・CO2/売上高)	211.6	540.4	534.6	523.7	513.0
二酸化炭素排出量 (kg・CO2)	38,936	99,970	98,970	97,981	97,001
電力使用量（kwh／年）	3,014	4,018	3,978	3,938	3,899
燃料（L／年） （ガソリン、軽油）	15,418	39,204	38,812	38,424	38,040
水使用量(L/年)	51	30	30	29	29
産業廃棄物（ﾄﾝ／年）	294	392	388	384	380
清掃活動など社会貢献 （日／年）	12	12	12	12	12
環境型配慮商品開発提供 （棟／年）	2	5	5	5	5
化学物質適正管理（回/年）	6	6	6	6	6
グリーン購入（㎡）	600㎡	600㎡	600㎡	600㎡	600㎡
事務用紙使用量					

令和5年度～令和8年度の目標値は、令和３年度の目標値を基準として設定した。

（註記）①環境配慮製品の開発及び販売促進（自然素材を使った個人住宅）：発注者への積極的な提言、自社事業での環境配慮の積極的な導入促進を図る。

②化学物質の低減について：当社の住宅部門では塗料は全て水溶性や自然素材からできたものであるVOCｶﾞｽの発生源となる合板類も極力使用しない考えである。

③ グリーン購入は使用する建築材料のﾋﾞﾆｰﾙｸﾛｽをｸﾞﾘｰﾝ商品に移行するここにはその面積を記載する。

５－２－１令和5年度環境経営目標とその実績 現場

項　　目 現　　場	目標	実績	達成率 %	評価
二酸化炭素排出原単位(kg・CO2/売上高)	540	237	228	達成
二酸化炭素排出量(kg・CO2)	99,970	38,936	257	達成
電力使用量（kwh／年）	4,018	3,014	133	達成
燃料（L／年） （ガソリン、軽油、灯油）	39,204	15,418	254	達成
水使用量(L/年)	30	51	59	未達成
産業廃棄物（ﾄﾝ／年）	392	294	133	達成
清掃活動など社会貢献 （日／年）	12	12	100	達成
環境型配慮商品開発提供 （棟／年）	5	2	40	未達成
化学物質適正管理（回/年）	6	6	100	達成
グリーン購入（㎡）	600㎡	600㎡	100	達成

（注）購入電力の排出係数は、0.392（kg-CO2/kWh)を使用。

6. 主要な環境経営の計画及び取組結果の評価

令和４年度１年間の結果

取り組み計画	達成状況(%)			評価(結果と次年度の取り組み)
①電力の削減 ・ｴｱｺﾝの温度設定 事務所:冷房28℃暖房20℃ 現場冷房28℃暖房20℃ ・不要時の消灯	達成率	事業所	137	目標を達成できた。
		現場	133	
②重機、車両燃料の削減 ・ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞｽﾄｯﾌﾟ ・ﾀｲﾔ空気圧の点検 ・ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰのｴｱｰ漏れ防止	達成率	事業所	108	目標を達成できた。
		現場	254	
③一般廃棄物の削減（事業所） ・ﾐｽｺﾋﾟｰの削減 ・紙裏面の使用 ・分別回収の徹底	達成率		126	目標を達成できた。
④産業廃棄物の削減（現場） ・社内での再使用の推進	達成率		133	解体工事・改修工事による廃棄物の増加がある
⑤節水（事業所） ※1 ・節水の呼びかけ ・水圧の調整	達成率	事業所	115	解体工事による散水養生が原因である
		現場	59	
⑥地域貢献活動 ・年2回以上 ・各現場1回以上	達成率	事業所	100	運用期間においては事業所及び現場周辺の清掃活動を行った。
		現場	100	
⑦グリーン調達	達成率	事業所	100	事業所・現場ともに目標を達成できた。
		現場	100	
⑧事務用紙削減	達成率		135	目標を達成できた。
⑨環境型配慮商品開発提供 設計(事業所) 施工(現場)	達成率		40	資材の納期の遅延、緊急事態宣言等によりイベントの呼び込みが出来なかった

6－１次年度（令和６年度）の取組内容

令和5年度と同じ。

※１　⑤節水について、月1回メーター目視にて漏水有無の確認を追加

７．環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当社に適用される環境法規等（下記）の遵守チェックの結果、違反はありませんでした。

また関係当局からの違反の指摘並びに訴訟は、過去３年間ありませんでした。

今後も定期的に遵守確認を行い、法規制等に逸脱することのないようにいたします。

法令データ提供システム　http://law.e-gov.go.jp/

調査先:地方自治体窓口、取引先

チェック表作成日:平成31年5月1日　作成者:田中雄大　　遵守評価者：田中俊憲

遵守評価は1回／年実施する　　遵守評価実施日:令和5年　6月30日

区分	法令又は条例	法律	条例	規　制　内　容(概要)	遵守チェック
	グリーン購入法　→ 平成12年5月31日法律第100号 平成15年7月16日法律第119号	○		(国等の環境物品等の調達の推進に関する法律) ・できる限り環境物品を選択する。	レ
	地球温暖化対策の推進に関する法律　平成10年法律第117号 平成23年6月24日法律第74号	○		・事業活動及び日常生活に関し、温室効果ｶﾞｽ(二酸化炭素、ﾒﾀﾝ等)の排出の抑制のための措置を講ずるように努める。また、国及び地方公共団体が実施する温室効果ｶﾞｽの排出抑制等のための施策に協力する。	レ
廃棄物	**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**　(産業廃棄物) 昭和45年法律第137号 平成20年5月2日法律第28号	○		・産業廃棄物処理委託契約の締結、許可証の確認 ・産業廃棄物運搬車両表示(許可番号) 運搬内容記載書面の携帯義務 ・マニフェストの交付と5年間の保存義務(A,B2,D,E) ・B2、D票交付から90日以内(特別管理産業廃棄物は60日以内)E票180日以 ・マニフェスト交付者は、事業場ごとに前年度の交付 状況を6月30日までに知事に報告する。	レ
廃棄物	**廃棄物の処理及び清掃に関する法律　(産業廃棄物)**	○		・野外焼却の禁止 ・積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生の防止、保管場所の掲示	レ
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律　(一般廃棄物)		○	・燃やすゴミ、燃やさないゴミ、かん、ペットボトル、 プラスチック等分別排出	レ
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 **(建設リサイクル法)** 平成12年5月31日法律第104号 平成23年3月30日法律第105号	○		・対象工事 解体工事　80㎡以上 建築物の新築・増築工事　500㎡以上 建築物の修繕・模様替工事　1億円以上 土木工事　500万円以上 ・分別解体、再資源化の促進 ・発注者への書面による計画等説明、工事を事前に都道府県知事に届出(7日前まで)、完了報告	レ
	資源の有効な利用の促進に関する法律 平成3年4月26日法律第48号 平成20年2月6日政令第22号	○		・再生資源利用計画の作成(建設副産物) ・管理体制の整備 ・実施状況の記録と保存	

	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法） 平成17年5月25日法律第51号 平成22年3月18日改正	○		・平成18年10月以降購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により 排出ガス性能の維持、適正燃料の使用 ・国土交通省直轄工事 平成3年より排ガス対策型建設機械使用の原則	レ
	浄化槽法 昭和58年5月18日法律第43号 平成25年6月14日法律第44号	○		・浄化槽の処理後でなければ公共用水域に排水禁止 ・定期点検	レ
水質汚濁	**下水道法** 昭和33年4月24日法律第79号 平成23年8月30日法律第105号	○		・排水量　50トン／日以上 ・排水基準	
騒音	**騒音規制法** 昭和43年6月10日法律第98号 平成23年12月14日法律第122号	○		・都道府県県知事が地域指定場所(徳島県は全地域)における特定建設作業 ①くい打ちくい抜き機作業（圧入機は除く） ②さく岩機 ③空気圧縮機　定格出力15ｋｗ以上 ④バックホー　定格出力80ｋｗ以上 ⑤トラクターショベル　定格出力70ｋｗ以上 ⑥ブルドーザー定格出力40ｋｗ以上 着工7日前までに知事（市町村）に届出、作業敷地境界85db以下（ただし作業時間、期間の規定あり）　④⑤⑥は届出不要	レ
振動	**振動規制法** 昭和51年6月10日法律第64号 平成23年12月14日法律第122号	○		・都道府県県知事が地域指定場所に ①くい打ちくい抜き機作業（圧入機は除 ②鋼球を使用しての破壊作業 ③舗装版破砕機を使用する作業 ④ブレイカー（手持ち式は除く）作業 着工7日前までに知事（市町村）に届出、作業敷地境界75db以下（ただし作業時間、期間の規定あり）	レ
環境	**フロン排出抑制法** 平成27年4月施行	○		エアコン・冷凍冷蔵機器等の点検 ・定期点検によるフロン類漏えい防止 ・機器の異常振動・異常騒音 ・機器及び機器周辺の油のにじみ ・機器のキズの有無、熱交換器の腐食・など ・熱交換器の霜付きの有無 ・フロン類の回収は第一種フロン類充填回収業者に依頼、取引証明書を3年間保存する。	レ
	徳島県生活環境保全条例 平成17年3月30日条例第24号 平成23年4月1日条例第28号		○	・特定建設作業の実施の届け出 ・廃棄物の抑制　・原材料の循環的使用 ・再生品の使用	レ
	牟岐町ごみのないきれいな町にする条例 平成14年12月19日条例第24号		○	一般廃棄物のポイ捨て防止に努める	レ

８．代表者による全体の評価と見直しの結果

・ＥＡ２１の取り組みを従業員への意識向上に重点を置いた。

・今後は計画・実績を十分考慮し上方修正していきたい。

・経営者としてこのマネジメントの適正な運用のため、人、物、金の配分に努力します。

代表者による全体の評価と見直し記録

（適切性、妥当性、有効性の確認）　　令和５年９月１日

<table>
<tr><th colspan="2">見直しに必要な情報</th><th>変更の必要性の有無・指示事項</th></tr>
<tr><th>（環境管理責任者の報告）</th><th>（環境管理責任者のコメント・提案）</th><th>（代表者）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">［取組状況の評価結果］
・　法的要求事項の順守状況
・　是正及び予防処置の状況
・　前回までの指摘事項の改善他
・産業廃棄物はﾏﾆｭﾌｪｽﾄも整備できており適正である。
・その他　環境関連法規も遵守できており適正である。</td><td rowspan="2">［環境経営方針］
重点管理テーマ
①電力使用量
②二酸化炭素排出量
以上２項目に対して全社で対応します。</td><td>［環境経営方針］
・全社での運用が重要であることを認識した。
・環境問題の教育について重点的に行います。
・環境方針について現段階では適切である。</td></tr>
<tr><td>変更の必要性：　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">［目標の達成度］
環境型配慮商品開発提供が未達成</td><td rowspan="2">［目標］
・環境教育の定期的実施。
・活動の実施。
・上記2項目の周知。
・目標設定の再検討（現場単位での数量設定）</td><td>［目標・環境経営計画］
・未達成項目については全社での努力目標です。
・目標値の設定については見直し適切な方法を検討します。</td></tr>
<tr><td>変更の必要性：　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">［周囲の変化状況］
・外部コミュニケーション
・法的要求事項の動向他
令和5年度において事業所、現場ともに近隣からの苦情、陳情は無し。</td><td rowspan="2">［システムの各要素］
・全社でマネジメントシステムの運用を周知して対応します。</td><td>［実施体制］
現状の実施体制で取組む</td></tr>
<tr><td>変更の必要性：　無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>［経営システムの各要素］
・経営者としてこのマネジメントシステムの適正な運用の為人物、資金の配分に努力します。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>変更の必要性：　無</td></tr>
</table>

適切性：変化している周囲の状況等を勘案してＥＭＳが適切か
妥当性：EA21ガイドラインの要求事項を満たす上で妥当であるか
有効性：パフォーマンスの継続的改善及び順法性の確保等に有効であるか

保管：ＥＡ21事務局